

伴走型経営支援特別貸付の ご案内

令和6年4月1日現在

こんなメリットがあります!



- 借り入れ時の信用保証料を軽減します
(事業者負担の保証料が年0.2%相当額になります)

※セーフティネット保証を利用の場合の保証料

◆保証料の例◆

融資金額2,000万円、融資期間10年、据置期間2年の場合

保証料額：保証料補助により108万8千円→25万6千円となり、
83万2千円の負担軽減になります

- 金融機関の継続的な伴走支援により、
経営改善の取組を後押しします

その他にも・・・



- 据置期間を最大5年まで設定できます
- 既往借入金の借換えが可能です

R4~拡充!!

県制度融資の既往借入金に限らず、兵庫県信用保証協会付
の既往借入金まで広く借換えが可能となります!



制度の詳細は裏面へ

伴走型経営支援特別貸付の内容

令和6年4月1日現在

金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に
取り組む場合、保証料負担を軽減します

対象者：次の①から③のいずれかに該当し、

経営行動計画を策定した中小企業者、個人事業主

①セーフティネット保証4号の認定取得

②セーフティネット保証5号の認定取得

③売上高または売上高総利益率(※)が**5%以上減少**

(※) 売上高営業利益率でも可(チラシ下部参照)



信用保証料：下記の通り、**保証料が軽減**されます

【セーフティネット保証4号・5号利用の場合】

事業者実質負担保証料率：**0.2%**

【上記以外の保証を利用の場合】

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業者実質負担保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

利率：年**0.9%**(固定) 限度額：**1億円**

期間：**10年(据置5年)**以内

資金使途：運転・設備資金、県・神戸市制度融資等の借換資金

【対象者③の売上高(利益率)減少要件について】

◆次の(ア)または(イ)①から③のいずれかに該当すること

(ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少

(イ) ①最近1か月間の売上高総利益率(※)が前年同月の売上高総利益率(※)と比較して5%以上減少

②最近1か月間の売上高総利益率(※)が直近決算の売上高総利益率(※)と比較して5%以上減少

③直近決算の売上高総利益率(※)が直近決算前期の売上高総利益率(※)と比較して5%以上減少

(※)は、売上高営業利益率でも可

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域経済課へ
電話 078-362-3321(地域経済課)